

10. 認定農業者と集落営農組織の関係

はじめに

今次の水田・畑作経営所得安定対策の注目点の一つであり、農業の構造改革の基本的論点である、個別の担い手と集落営農組織の相互関連と分担関係について、ここでは地域の認定農業者の集落営農組織とのかかわり方を、主に集落営農組織側のデータから検討する。

両者の関係は、地帯ブロック別には、認定農業者が集落営農組織に非加入の北陸地方は別として、集落営農加入人数の多寡、そこでの役割の程度に応じて三様に分類できる。また集落営農の類型別には、運営目的が組織内での認定農業者の役割の如何に影響されると考えられる。

(1) 認定農業者の参加状況

平成 20 年度調査の対象集落営農組織 77 の内、その組織が立地している地域内に認定農業者がいると回答したのは 66 組織 (86 %) である (第10-1表。北海道の 2 事例は表出省略)。

このうち 40 組織については、認定農業者の経営における稲作の位置づけと集落営農組織への関与程度について補助的データが得られたので、これも合わせて分析する。

まず、地帯ブロック別にみると、認定農業者が全地域で存在するのは東北、関東・東山、九州である一方、不在地域は北陸、東海、近畿、中国・四国では調査対象の 25 %～ 33 %を占めている。地域の認定農業者の集落営農組織への加入状況では、すべての集落営農組織に加入認定農業者がいる関東・東山、中国・四国と、全く加入していない北陸とが対照的である。

東北の集落営農組織 (16 組織) では、認定農業者の加入者数が平均 7.6 人と多い。集落営農への加入率 (第10-2表) は、認定農業者全体としては 70 %であるが、そのほとんどは主要作目に稲作を含む者 (以下、稲作農業者) で占められ、その加入率は 8 割に近

第10-1表 各地帯の集落営農への認定農業者加入状況

(単位:組織, %, 人)

	集落営農数	地域に認定農業者がいない		地域に認定農業者がいる		集落営農参加認定農業者なし	集落営農参加認定農業者あり	認定農業者参加人数別			認定農業者が全員加入	1組織平均認定農業者数
								1人	2～5人	6人以上		
全 国	77	11 (14.3)	66 (85.7)	12 (18.2)	54 (81.8)	14 (25.9)	19 (35.2)	21 (38.9)	22 (40.7)	5.1		
東 北	16	-	16 (100.0)	1 (6.3)	15 (93.8)	1 (6.7)	6 (40.0)	8 (53.3)	7 (46.7)	7.6		
関東・東山	8	-	8 (100.0)	-	8 (100.0)	2 (25.0)	5 (62.5)	1 (12.5)	3 (37.5)	3.4		
北 陸	9	3 (33.3)	6 (66.7)	6 (100.0)	-	-	-	-	-	0.0		
東 海	6	2 (33.3)	4 (66.7)	1 (25.0)	3 (75.0)	2 (66.7)	1 (33.3)	-	3 (100.0)	1.3		
近 畿	9	3 (33.3)	6 (66.7)	2 (33.3)	4 (66.7)	1 (25.0)	2 (50.0)	1 (25.0)	3 (75.0)	1.8		
中国・四国	12	3 (25.0)	9 (75.0)	-	9 (100.0)	7 (77.8)	2 (22.2)	-	4 (44.4)	1.3		
九 州	15	-	15 (100.0)	1 (6.7)	14 (93.3)	1 (7.1)	2 (14.3)	11 (78.6)	2 (14.3)	10.4		

資料:農林水産政策研究所調べ

注. 地域に農業者がいる・いないの()内の数値は調査対象集落営農数に対する割合, 集落営農参加認定農業者なし・ありの()内の数値は地域に認定農業者がいる集落数に対する割合, それら以外の()内の数値は集落営農参加認定農業者ある集落数に対する割合である。

第10-2表 地域ブロック別にみた認定農業者の加入状況

(単位:組織,人,%)

	組織数	地域の認定農業者数		稲作中心		集落営農組織参加認定農業者数		稲作中心		役員である		オペレーターである	
			<割合>		<割合>		<割合>		<割合>		<割合>		<割合>
合計	40	218	<100.0>	168	<77.1>	145	<66.5>	105	(72.4)	42	(29.0)	66	(45.5)
東北	6	44	<100.0>	38	<86.4>	31	<70.5>	30	(96.8)	7	(22.6)	27	(87.1)
関東・東山	5	33	<100.0>	12	<36.4>	18	<54.5>	7	(38.9)	3	(16.7)	5	(27.8)
北陸	4	5	<100.0>	4	<80.0>	-	-	-	-	-	-	-	-
東海	4	7	<100.0>	4	<57.1>	5	<71.4>	2	(40.0)	3	(60.0)	3	(60.0)
近畿	6	18	<100.0>	16	<88.9>	11	<61.1>	10	(90.9)	6	(54.5)	6	(54.5)
中国・四国	6	11	<100.0>	5	<45.5>	9	<81.8>	4	(44.4)	7	(77.8)	6	(66.7)
九州	9	100	<100.0>	89	<89.0>	71	<71.0>	52	(73.2)	16	(22.5)	19	(26.8)

資料:農林水産政策研究所調べ

注: < >は地域の認定農業者に占める割合、()は集落営農組織への参加認定農業者に占める割合である。

い(79%)。加入した認定農業者の87%がオペレータとして役割を果たしている。

関東(8組織)では、全組織に認定農業者が加入し、平均人数は3.4人であるが、稲作農業者の組織率は6割弱(58%)、オペレータを務めるのは28%にとどまる。

同じく中国・四国では、地域に認定農業者がいる9組織の全てに認定農業者の加入者がみられ、加入率は8割に達する。平均人数は1.3人と少ないが、稲作以外の認定農業者も加入し、役員(78%)やオペレータ(67%)として中心的な存在となっている。

加入している認定農業者数が少ないのは、東海(4組織)、近畿(6組織)も同様であり、平均人数はそれぞれ1.3人、1.8人で、その5~6割が役員・オペレータを務めている。

これらに対して、北陸では兼業農家による全員参加型の集落営農組織がこれまでも多くあり、地域内に認定農業者がいても(6組織)、それらの者が加入しないで集落営農組織が立ち上げられ、運営されている。

また、九州(15組織)では複数集落にまたがって広域で集落営農組織が立ち上げられているところが多いため、認定農業者の加入人数が平均10.4人と最大になっているが、稲作農業者の組織率(58%)、オペレータを務める比率(27%)は、ともに関東と同レベルにある。

以上、北陸を別とすれば、集落営農組織への認定農業者の関与のあり方は、①多人数加入・オペレータ担当の東北、②少人数加入・役員およびオペレータ担当の中国・四国、東海、近畿、③加入しても関与程度が少ない関東・東山、九州の三様に分かれる。

(2) 類型別の特徴

次に組織の運営目的、組織の営農を担う者の違いによる特徴を整理する(第10-3表)。

まず、組織の営農を担う者の違いをみると、担い手主体型(A)では、全戸共同型(B)に比して、地域に認定農業者がいる比率が高く、また組織に参加している認定農業者の数も多い反面、地域の全認定農業者を参加させている組織の割合はむしろ低くなっている。

続いて、運営目的別にみると、認定農業者が2~5人加入している組織の割合では、「所得増(I)」が一番高く、「農地の維持・保全(II)」、「目的未決(III)」と続いているが、

第10-3表 各類型の認定農業者加入状況別に見た集落営農の内訳

(単位:組織, %, 人)

	集落営農数	地域に認定農業者がいない	地域に認定農業者がいる	集落営農参加認定農業者なし	集落営農参加認定農業者あり	認定農業者参加人数別			認定農業者が全員加入	1組織平均認定農業者数
						1人	2~5人	6人以上		
合計	77	11 <14.3>	66 <85.7>	12 (18.2)	54 (81.8)	14 (25.9)	19 (35.2)	21 (38.9)	22 (40.7)	4.4
A	42	2 <4.8>	40 <95.2>	6 (15.0)	34 (85.0)	7 (20.6)	10 (29.4)	17 (50.0)	12 (35.3)	7.3
B	35	9 <25.7>	26 <74.3>	6 (23.1)	20 (76.9)	7 (35.0)	9 (45.0)	4 (20.0)	10 (50.0)	4.4
I	21	1 <4.8>	20 <95.2>	5 (25.0)	15 (75.0)	4 (26.7)	8 (53.3)	3 (20.0)	7 (46.7)	3.7
II	39	8 <20.5>	31 <79.5>	5 (16.1)	26 (83.9)	8 (30.8)	8 (30.8)	10 (38.5)	12 (46.2)	5.6
III	17	2 <11.8>	15 <88.2>	2 (13.3)	13 (86.7)	2 (15.4)	3 (23.1)	8 (61.5)	3 (23.1)	10.4

資料:農林水産政策研究所調べ

注: < >は、地域内の集落営農組織の総数に対する割合。()は、それぞれが内数の関係になっている組織数を100とした場合の比率である。

第10-4表 各類型の認定農業者加入状況

(単位:組織, %, 人)

	組織数	地域の認定農業者数	集落営農組織参加認定農業者数		稲作中心	役員である	オペレーターである
			稲作中心	稲作中心			
合計	40	218 <100.0>	168 <77.1>	145 <66.5>	105 (72.4)	42 (29.0)	66 (45.5)
A	21	148 <100.0>	119 <80.4>	103 <69.6>	73 (70.9)	26 (25.2)	44 (42.7)
B	19	70 <100.0>	49 <70.0>	42 <60.0>	32 (76.2)	16 (38.1)	22 (52.4)
I	9	28 <100.0>	20 <71.4>	21 <75.0>	13 (61.9)	13 (61.9)	14 (66.7)
II	21	69 <100.0>	50 <72.5>	47 <68.1>	34 (72.3)	18 (38.3)	24 (51.1)
III	10	121 <100.0>	98 <81.0>	77 <63.6>	58 (75.3)	11 (14.3)	28 (36.4)

資料:農林水産政策研究所調べ

注: < >は地域の認定農業者に占める割合,()は集落営農組織への参加認定農業者に占める割合である。

認定農業者が6人以上加入している組織の割合では、逆の順になっている。これは、複数集落にまたがった広域の組織で、認定農業者の加入も多い集落営農組織が多い九州の組織が、「目的未決(Ⅲ)」に占める割合が高く(17組織中8組織)、認定農業者が2~5人加入している組織、6人以上加入組織の両方が多い東北の組織が「所得増(Ⅰ)」に占める割合が高い(21組織中8組織)ことも要因として考えられる。

続いて、集落営農組織に加入している認定農業者の性格を、同じく組織の運営目的、組織の営農を担う者の違い別にみる(第10-4表)。まず、組織の営農を担う者の違い別では、担い手主体型(A)より、全戸共同型(B)の方が、役員やオペレータを務める認定農業者の割合が高いが、それほど大きな差はみられない。これに対して、組織の運営目的別では、役員やオペレータである認定農業者の割合が、「所得増(Ⅰ)」で一番高く、「農地の維持・保全(Ⅱ)」、「目的未決(Ⅲ)」と続いている。そして、その差は、組織の営農を担う者別の違いより大きい。このことは、逆にいえば、多くの認定農業者が組織の役員やオペレータになっている組織では、組織の運営目的が「所得の増」であることが多いと考えられる。また、認定農業者が多数加入しているものの、組織の役員やオペレータにあまりなっていない組織では、組織の運営目的を決められないでいる組織が多くなっていると考えられる。

(3) 特徴的な動き

集落営農組織が非加入の認定農業者と地域内で併存しているものが 44 組織（全体の 57 %）ある。集落営農組織立ち上げに伴う認定農業者からの貸し付け農地・委託作業の返還事例は 3 つあった（群馬県，愛知県，大分県）が，前年度の調査時以降の変化としては，認定農業者が経営する農地を組織に一旦組み入れたものの，しこりが生じたため，その後一部を認定農業者に返還した（ただし過去実績は組織に残して）例がみられた（群馬県の M 組織）。

上記の対立的事例を除くと，集落営農と非加入の認定農業者の関連についての質問には「棲み分けている」，地域農業で相互に補完しているとの回答が広範にみられた。高齢化の進展の中で後継者を確保していない認定農業者の場合は，集落営農への関与が将来の選択肢となるとの指摘もある。現に，認定農業者がケガをしたため，その経営農地の一部が集落営農組織に委託される予定という事例もあった（滋賀県 K 組織）。

調査対象の中では，認定農業者と集落営農組織の関係がみえにくいものがあった。一つは，認定農業者が集落営農組織を農事組合法人として立ち上げた後，法人とそれに加加入する個人が同時に認定農業者となることはできないと判断して，個人は全て認定から外れた例である（北海道の F 組織）。二つは，経営所得安定対策の対象となるため，認定農業者が主導して集落営農組織を設立したものの，その認定農業者は税金等の関係から構成員にはなっていない例がある（三重県の T 組織）。両例とも，認定農業者の集落営農組織への関与はいわば隠蔽されている。

他方，認定農業者が集落営農組織に一旦包摂されながら，後に分離していく場合もある。宮城県の Y 組織では，農地の一括利用権を設定した後，構成員の認定農業者の一部は脱退独立し，組合は一旦解散して再構成することを予定していた。集落営農組織が個別担い手が発展するための過渡的存在となる可能性を窺わせる。

おわりに

地帯ブロック別および類型別に分析を行った結果，認定農業者と集落営農組織の関連は，いくつかのタイプに分類できることが明らかになった。だが，両者の関係は，地域の特殊事情に応じて活用・補完・対立といった諸様相を呈しながら，なお流動的であり，今後の推移を見守る必要がある。

（千葉 修）